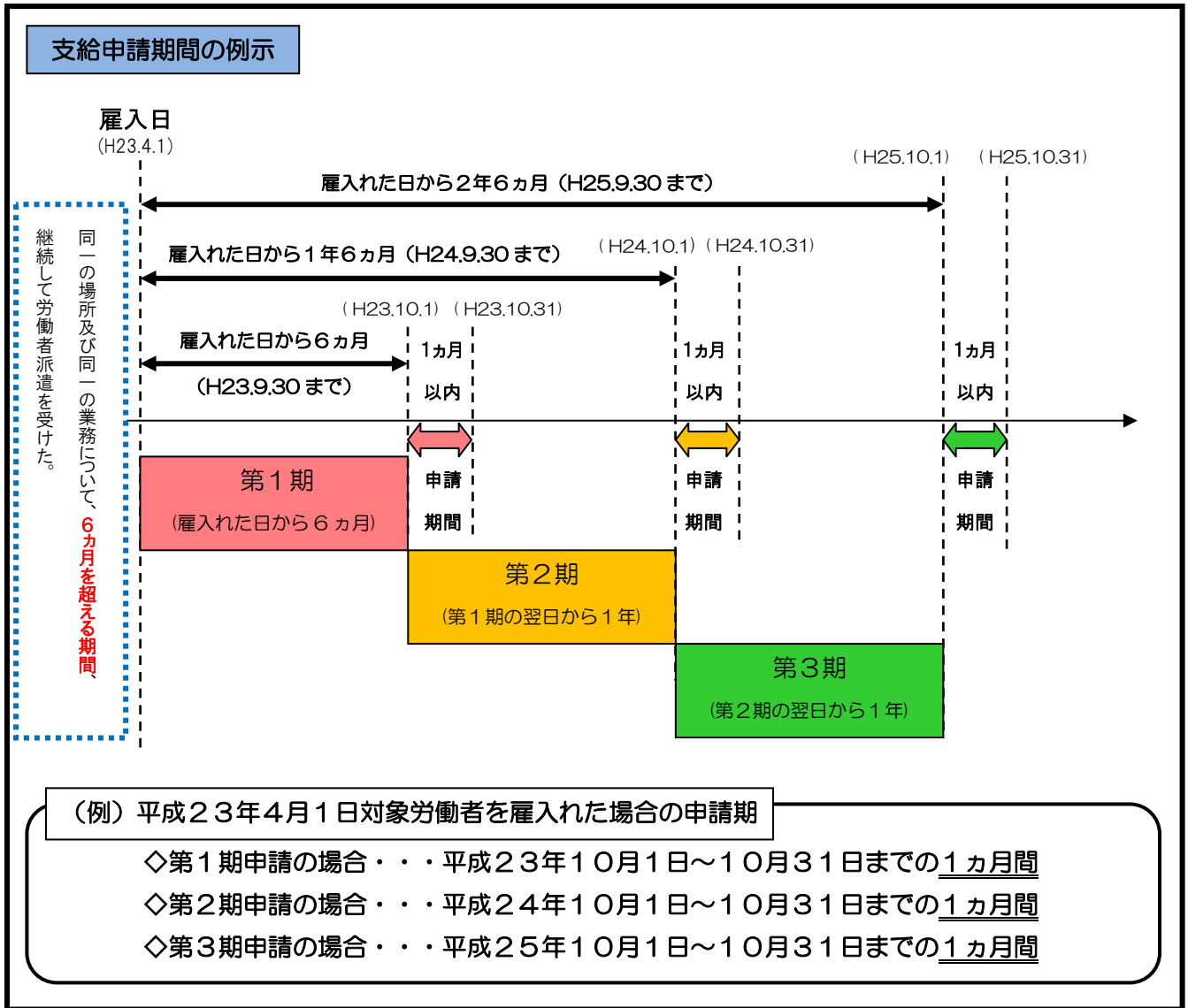


◇支給申請の時期について

奨励金の対象労働者の雇入れ日から起算して

- ◇第1期申請の場合……対象労働者を雇入れた日から6カ月経過後の1カ月間
- ◇第2期申請の場合……対象労働者を雇入れた日から1年6カ月経過後の1カ月間
- ◇第3期申請の場合……対象労働者を雇入れた日から2年6カ月経過後の1カ月間



雇入れた労働者が支給対象期の途中で離職した場合には奨励金は支給されません。
 なお、支給要件を満たしているにもかかわらず、第1期の申請を行わなかった場合においても、第2期及び第3期の支給申請を行うことができます。

◇お問い合わせ先

新潟労働局 需給調整事業室 電話：025-288-3510